

第 15 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火) 午前9時29分から9時58分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之園	堅二郎		

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	向井	克巳	ロ.	中峯	哲義
ハ.	片板	大作	ニ.	雨田	俊孝
ホ.	原田	晃生	ヘ.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	4番	砂坂	浩一郎
------	----	----	-----

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト.	中園	廣行	チ.	崎田	善昭
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第15号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第5号 南種子町農地銀行設置規程の廃止について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号4番 砂坂浩一郎委員、農地利用最適化推進委員 中園廣行推進委員、崎田善昭推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第15回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中畠一三委員、11番 西田三郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第15号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年10月29日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権3件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和3年11月1日から令和8年10月31日の5年間を終期とするもので、畑●●㎡の1件と、期間の始期を令和3年11月1日から令和13年10月31日の10年間を終期とするもので、田●●㎡・畑●●㎡の2件となっております。
それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・88歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Bです。Bの経営面積は●●㎡。今回の申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡と同字××番、地目は畑で面積は●●㎡。さとうきびを作付けし、5年間の賃貸借で賃借料は年間10アール当り〇万円で口座払いの新規設定

です。図面は6ページに添付しておりますのでご確認ください。

続いて整理番号2番ですが、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・73歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・30歳です。Dの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は田で面積は●●㎡。水稻を作付けし10年間の賃貸借で賃借料は粍〇俵の現物渡しの新規設定です。図面は7ページに添付しておりますので、お目通しをよろしく願います。

5ページをご覧ください。整理番号は3番です。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E、利用権の設定を受ける者は、〇〇××番地 F・59歳です。土地の所在は〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に8筆、〇〇字△△に7筆、その他字が8筆で地目ごとの内訳は田が18筆・畑が6筆の計24筆の使用貸借権で面積は合計で●●㎡となっています。なお、図面は8ページから21ページに添付していますのでご確認をお願いいたします。

賃借権及び中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：H 外3件を議題にします。
なお、整理番号1番において10番委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いします。
(10番委員 退席)

議長 それでは、事務局より議案第2号整理番号1番の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料22ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。
整理番号1番を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、熊本市北区改寄町〇〇××番地 G。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

その他〇〇字△△××番、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番、〇〇
字△△××番を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27 ページから31 ページに添付しています。

この件につきましては、10月11日の現地調査により確認しております。
説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいた
たします。

整理番号1番、11番委員。

11番委員 ご説明申し上げます。本人からの情報収集、あるいは現地確認から得た
内容でございますが、現地は〇〇△△の公民館に隣接したところにござ
います。5筆となっておりますが、現地は1枚田となっております。譲渡人
であるGですが、本町からの撤退を決めておりますので、それに伴う財産
の整理ということになるかと思えます。申請者であるHさんは、本町の
農業をリードする堅実な農業経営者ということでございますので、特に問
題はないものと思われます。Gの財産は大体これで全部整理がついたとい
うお話でございました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号整理番号1番について、原案のと
おり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全
員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

10番委員の入場を求めます。

(10番委員 着席)

議 長 引き続き、事務局から議案第2号残りの案件について説明をお願いしま
す。事務局。

事 務 局 資料22ページをお開きください。

整理番号2番から4番まで資料を読み上げます。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は32 ページから36 ページに添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37 ページから41 ページに添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42 ページから47 ページに添付しています。

以上、3件につきましては、10月11日の現地調査により確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号2番・3番、9番委員。

9番委員 それでは説明いたします。

整理番号2番。IさんからJさんへの譲渡の件ですけれども、これにつきましては、Iさんの家・宅地をJさんの息子さんが買ったようでございます。Iさんには家の横に畑があり、Jさんの息子さんは農地が買えないので父親が買ったということでありまして、面積はご覧のとおり●●㎡でございます。

Jさんは近くに息子もいるので、野菜等を作っていくとのこと。現地を確認したんですけれども、今は買ったばかりで作れていない状態でありました。

整理番号3番。KさんからLさんへの所有権移転ですが、構造改善以前に購入していたんですけれど、名義を変更していなかったということで、両方とも元気な内にとということで名義整理であります。以上です。

議長 10番委員 ありがとうございます。整理番号4番、10番委員。
整理番号4番。MさんとNさんの件ですけれども、こちらは親類関係ではありません。

NさんがMさんの息子と同じ集落で話になったようです。Nさんは〇〇に勤めておりますが、奥さんと一緒に両親の農業も手伝っているとのことです。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：M、譲受人：Nを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。
資料48ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求められるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和3年11月から令和4年3月までの5ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費として居宅〇〇万円・物置〇〇万円の合計〇〇万円で、資金内訳は、全額融資となっております。

転用目的としましては一般住宅・物置です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのこと。

周囲の状況につきましては、東側に町道、北・南及び西側面に譲渡人から譲受人が取得予定の土地（北側に非農地申請にて雑種地に地目変更後取得予定の土地・南側に3条申請にて取得予定の畑・西側面に取得予定の山林）となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。

- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 4.5m程度設ける。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興地域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 49 ページから 55 ページに添付しています。

なお、この件につきましては、10 月 11 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番、10 番委員。

10 番委員 先ほどの 3 条申請と繋がっておりまして、本人が是非家を建てたいということで今回の 5 条申請に至った訳であります。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：M を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 4 号の説明をお願いいたします。事務局。資料 56 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 M。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は畑、現況地目は畑。地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和 60 年以前です。

現況といたしまして、『申請地は昭和 60 年以前より耕作をしていない畑の内、耕作不能な土手の部分であり雑種地として利用され現在に至っています。』とのことです。

参考資料は 57 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上の内容につきましては、10月11日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。10番委員。

10番委員 この土地は先ほどのNさんの5条申請と関連している土地でありまして、場所は隣接する家との境界、境目にあります。隣所ともめないようにしないといけない必要があるかと思えます。10月11日の現地調査において、農地として使えないことは確認しております。非農地として判断できるものと私は思います。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 南種子町農地銀行設置規程の廃止について、を議題にします。

それでは事務局より議案第5号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料62ページをお開きください。

議案第5号は南種子町農地銀行設置規程を廃止したいので、南種子町農業委員会規程第7条第1項第11号の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。

63ページには、南種子町農地銀行設置規程を廃止する訓令ということで、南種子町農地銀行設置規程(平成4年農業委員会訓令第1号)は廃止する。附則として、この訓令は令和3年10月26日から施行する、としております。

64ページには、参考として今回廃止する南種子町農地銀行設置規程の条文です。農地銀行設置規程は平成4年4月に制定され、平成12年度までこの事業を行っていたようでありませぬ。事業の内容としては、農地銀行推進員というのを設置しまして、推進員が農地の貸手と借手のマッチング活動等を行っていたようでございます。平成13年度からこの事業は行っておりませぬが、設置規程がそのまま残っていたので、今回廃止するものです。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。